

利府町行財政改革の基本方針

（第6次行政改革大綱）

～新たな時代へ、果敢なチャレンジ～

（令和4年度から令和7年度まで）



利 府 町

令和4年3月

1	策定趣旨	1
2	方 針	1
3	位置付けと計画期間	2
4	これまでの取り組み	3
5	第5次行政改革大綱の評価	4～5
6	本町を取り巻く環境	6～13
7	国の動向	14～15
8	本町における改革の方向性及び重点方針	16
9	職員一人ひとりの行動改革	17
10	持続可能な開発目標(SDGs)の反映	18
11	重点方針における改革の項目	19～21
12	部(局)における取り組み	22
13	推進体制	23
	※用語集	24～25
	※資 料	26～32

1 策定趣旨

本町が、平成28年6月に策定した「利府町第5次行政改革大綱（平成28年度から令和2年度）」では、職員一人ひとりが「町民目線」、「前例踏襲の打破」、「費用対効果」、「経営感覚」、「柔軟な連携」という5つの視点を意識し、「行政サービスの質の向上」、「行政事務の効率化」、「財政の健全化」、「協働と連携の強化」の基本戦略に基づき、文化交流センター（リフノス）や漁港施設の指定管理者制度の導入、効率的な各種情報システムの構築、ふるさと納税による自主財源の確保などに取り組み、一定の成果をあげているところです。一方で、中長期的な視点では、財源や人的資源に限りが生じてくる中、重要度が高い住民ニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、既存事業の見直しを効果的に進める取り組みが必要となっています。

さらには、東日本大震災から10年の節目を迎え、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞、町税収入の減収が懸念されるほか、老朽化した公共施設・都市基盤の更新、大規模災害への対応、労働力人口の減少に伴う2040年問題、国が提唱する超スマート社会など「新しい行政のあり方」が求められています。

このような時代の変化に、職員一人ひとりがスピード感を持って柔軟に対応し、新たな時代へ様々な取り組みにチャレンジしていくことが重要であります。

これからの行財政改革の取り組みについては、組織改編の主旨を理解し、各部（局）長が強いリーダーシップを発揮し、自部署の経営者としての自覚と責任を担い、新たな資源の発掘を行いつつ、各事業の効果、課題、成果を分析し、経営の改革に取り組んでいく必要があります。これらのことを踏まえ、新たな行財政改革の推進にあたっては、総合計画の実現を目指し、行財政運営の「重点方針」及び「アクションプラン」を定め、大胆な改革を推進していきます。

2 方針

利府町行財政改革の基本方針 ～新たな時代へ、果敢なチャレンジ～

日本社会は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、日常業務のデジタル化・オンライン化が急速に進み、既存事業の再編やデジタル市場への横展開など産業構造の転換期を迎えています。

この変化を職員は敏感に捉え、新しい行政のあり方、進め方の変化に対応し、果敢にチャレンジしていくことが重要です。

人の意識は、誰かに指示されて簡単に変わるものではありません。他の誰でもない自分自身が「変わろう」と思わなければ、決して変わりません。

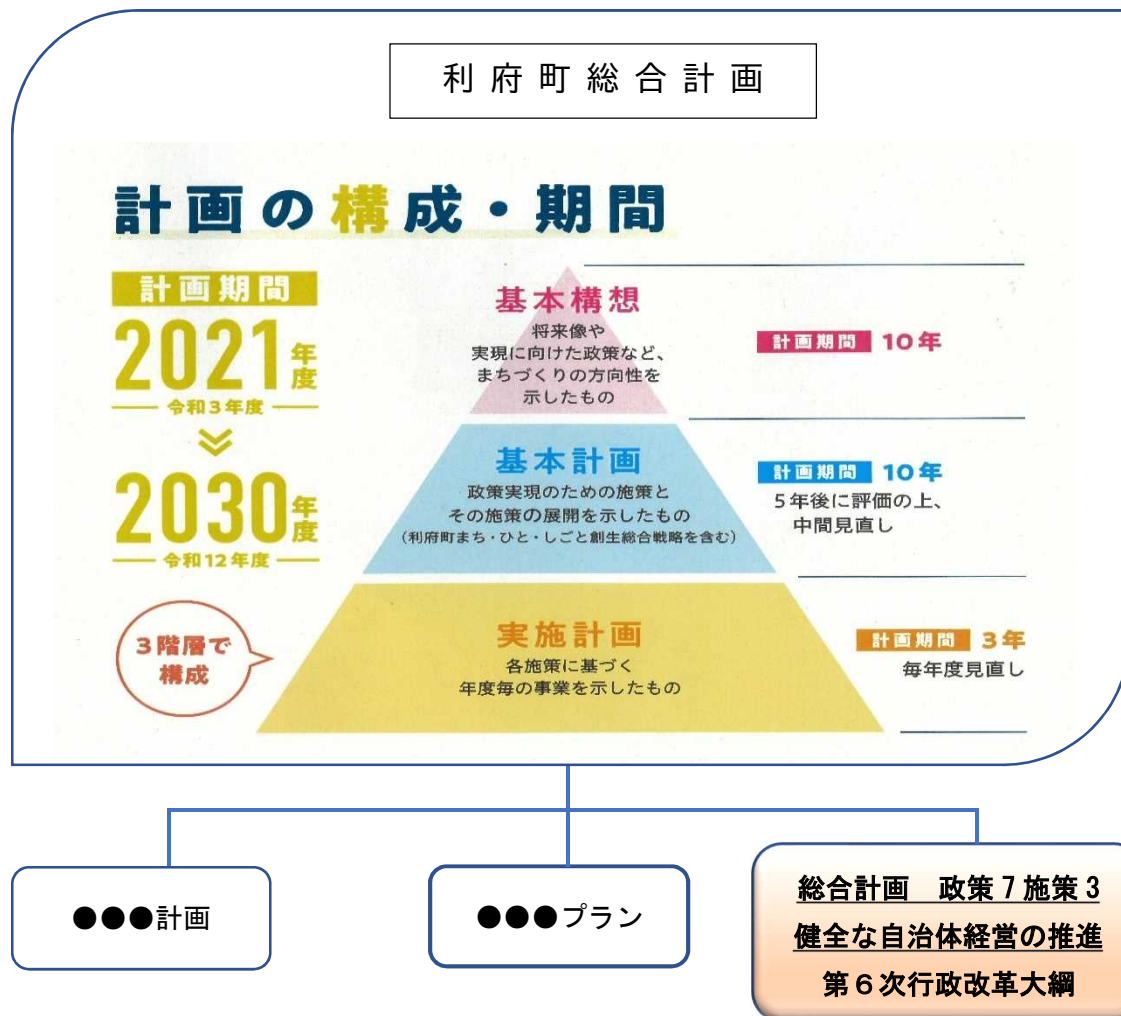
「まずは、意識改革から行動改革へ！！」職員一丸となって取り組んでいきます。

3 位置付けと計画期間

行政改革大綱は、本町のまちづくりの指針である利府町総合計画の実現を図るため、個別の行政計画として策定します。

また、これまでの取り組みを継続し、総合計画に掲げた「単独での市政移行」を見据えた施策の効果的・効率的な推進を図れるよう、行財政改革の取り組みによって、その推進を下支えします。

計画期間については、総合計画の中間見直しに合わせ、令和4年度から令和7年度までの4年間を推進期間とします。



R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
総合計画									
第5次	第6次行政改革大綱			次期行財政改革大綱					

4 これまでの取り組み

本町では、昭和60年の「利府町行政改革大綱」策定から「第5次行政改革大綱（平成28年度～令和2年度）」まで、行政運営の効率化と住民サービスの向上、財政健全化など様々な改革に取り組んできました。

本町の行政改革の経過と重点方針は次のとおりです。

～利府町行政改革大綱の歩み～

利府町行政改革大綱	計画年	昭和60年度～平成8年度
➤ 事務決裁規程の制定、新型電話交換機の導入、補助金見直し、学校開放事業の使用料徴収 ➤ 行政機構の見直し ➤ ゴミ収集業務・庁舎内清掃業務の民間委託、住民記録、財務、会計管理の電算化、パソコン機器の導入		
利府町第2次行政改革大綱	計画年	平成9年度～平成13年度
➤ 住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し ➤ 新しい時代に即応した組織・機構の見直し ➤ 定員管理の適正化、各課、係の適正な人的配置 ➤ 効果的な行政運営と職員の能力開発等の追求 ➤ O A化等の推進による行政サービスの向上 ➤ 住民参加の推進と公共施設の適切な設置・運営		
利府町第3次行政改革大綱	計画年	平成14年度～平成22年度
➤ 住民サービスの向上と効率的な事務事業の見直し ➤ 財政運営の健全化 ➤ 時代に即応した組織・機構の見直し ➤ 定員管理の適正化と人材育成 ➤ 町民参加の推進		
利府町第4次行政改革大綱	計画年	平成23年度～平成27年度
➤ 財政基盤強化と効率的・効果的な町政運営 ➤ 行政サービスの質の向上 ➤ 協働による町政運営の推進		
利府町第5次行政改革大綱	計画年	平成28年度～令和2年度 (基本戦略は令和3年度まで継続)
➤ 行政サービスの質の向上 ➤ 行政事務の効率化 ➤ 財政の健全化 ➤ 協働と連携の強化		

5 第5次行政改革大綱の評価

第5次行政改革大綱では、具体的な推進項目として36項目を設定し、各項目の実績について、A（達成できた）、B（一部達成できた）、C（達成できなかった）により、評価を行いました。

評価状況は次のとおりです。

基 本 戦 略		評 価	
基 本 方 針			
推 進 項 目			
		主な実施内容	
1 行政サービスの質の向上			
1 職員の能力開発、意識の向上			
(1) 人材育成、職員研修、福利厚生 の 充実	B	育児休業取得率の向上	
(2) 人事評価制度の適正な運用	A	説明会、研修会の実施	
(3) ISO精神の継承によるマネジメントシステムの改善	A	不適合行政サービス是正措置の実施	
2 サービスの利便性の向上			
(1) 行政手続の簡便化	A	各申請書の簡略化、方法改善の実施	
(2) 窓口サービスの拡大	A	マイナンバーカードの普及促進	
(3) 新たな行政サービスの検討・試行	A	図書 IC タグ による資料管理の実施	
3 行政情報の積極的な発信			
(1) インターネット等を活用した情報発信	A	ホームページのコンテンツ管理システムの導入	
(2) 透明性の高い情報公開の推進	A	各種ソーシャルメディアによる情報発信の実施	
(3) 広報紙の内容のさらなる充実	A	R3 広報りふりニューアルに向けた様式の統一	
2 行政事務の効率化			
1 事務事業のスリム化			
(1) 事務事業の選択と集中	A	実施計画策定方針の策定、採択の実施	
(2) 行政評価制度の確立	B	R3 行政評価システム導入に向けた検討	
(3) 職員提案制度の改善	B	新制度による試行運用の実施	
(4) 内部管理事務の簡素化・簡略化	A	光熱水費の一括支払システムの導入	
2 アウトソーシングの推進			
(1) 適正に応じた指定管理者制度の活用	A	文化複合施設、漁港施設、東部地区子育て支援センターの指定管理者制度の導入	
(2) 新たな民間委託制度の活用	A	水道料金徴収業務の民間委託の導入	
3 電子自治体化の推進			
(1) 効率的な情報システムの構築	A	効率的な新システムの導入	
(2) 情報セキュリティの強化	A	セキュリティ研修の実施	
(3) 自治体クラウドの検討	B	自治体 DX 推進に向けた調査の実施	

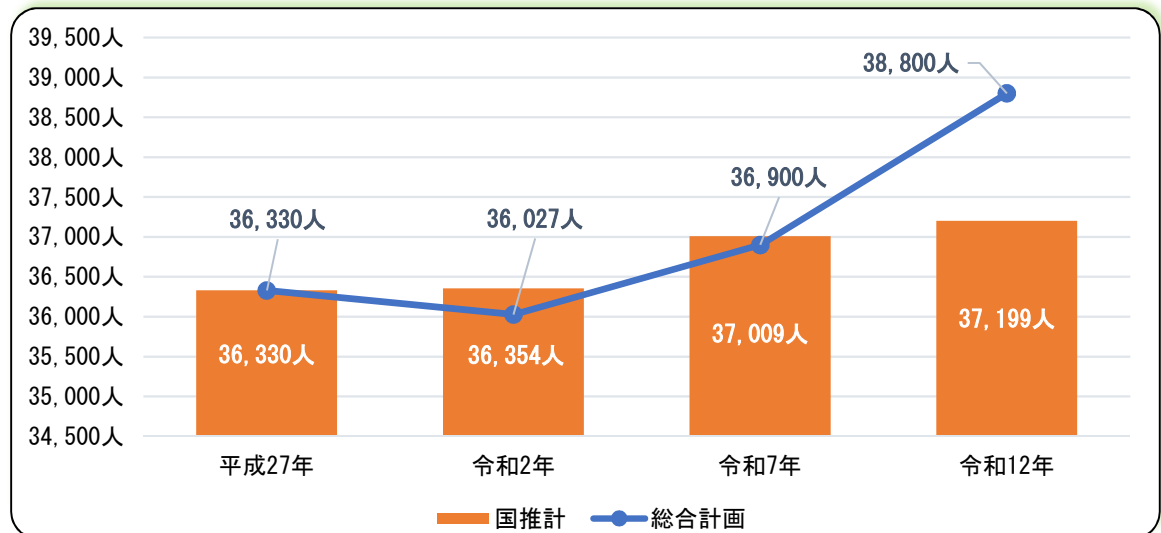
基 本 戦 略		評 価	
基 本 方 針			
推 進 項 目			
		主な実施内容	
3 財政の健全化			
1 積極的な財源の確保			
(1) 町税等の収納率の向上	B	コンビニ収納、スマートフォン決済「PayB」の導入	
(2) 未利用財産や広告事業の有効活用	A	財産の貸付、譲渡の実施、中央公園野球場広告事業の実施	
(3) 依存財源の積極的な確保	A	ふるさと納税返礼品の拡充	
(4) 受益者負担の適正化	A	統一的な減免基準の策定	
2 歳出の抑制			
(1) 民間活力の導入	A	十符の里パーク、R4 指定管理者導入検討	
(2) 事務事業の統廃合	B	R3 行政評価システム導入に向けた検討	
(3) 経常経費の見直しと補助金の適正化	A	役場庁舎光熱水費の削減	
3 計画的な財政経営の推進			
(1) 財政計画・公共施設管理計画の策定・運用	A	公共施設適正化方針の策定	
(2) 定員管理・給与等の適正化	A	定員適正化計画に基づく職員採用の実施	
4 協働と連携の強化			
1 全町的な協働意識の向上			
(1) 町民の協働意識の醸成	A	協働のまちづくりワークショップ等の開催	
(2) 職員の協働意識の強化	A	職員研修会の実施	
(3) 男女共同参画の拡大	A	各種審議会等の女性委員の登用拡大	
2 行政への町民参画の拡大			
(1) 多様な参画機会の創出	A	町民参加のワークショップの開催	
(2) 審議会等における公募枠の拡大	C	公募は実施しているが拡大には至っていない	
(3) NPO等の創出	C	相談はあったが、創設には至っていない	
3 多様な連携の強化			
(1) 産学官連携の強化	A	7 企業等と包括連携協定の締結	
(2) 広域連携の強化	A	塩釜地区広域行政にて若手研修会を実施	
(3) 政策分野連携の強化	A	tsumiki によるセミナー等の開催	

36 推進項目の内、達成できた（A）が28項目で達成率は78%、一部達成できた（B）が6項目で達成率は17%となっています。また、達成できなかった（C）は2項目となっており、今後も継続的な取り組みを実施していきます。

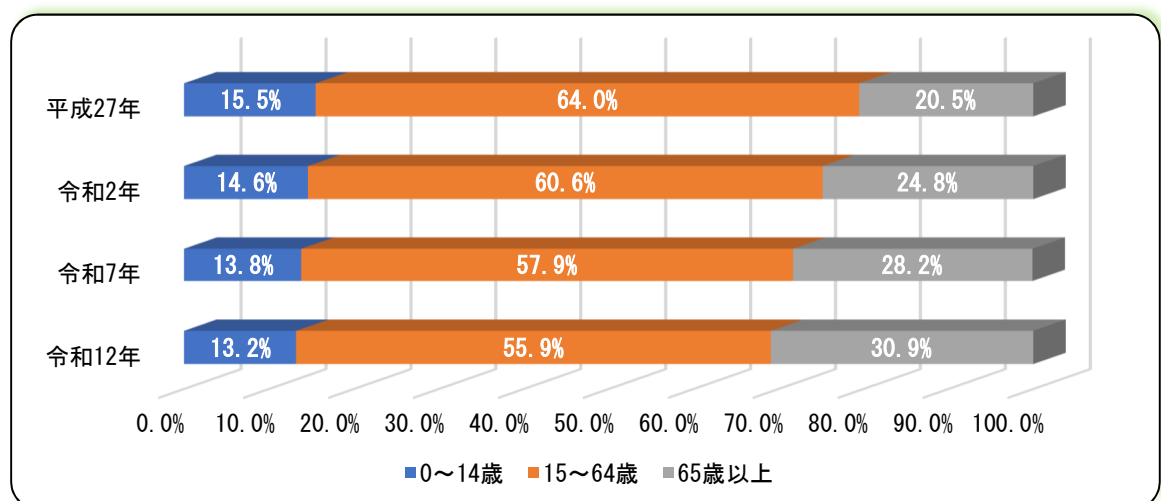
6 本町を取り巻く環境

(1) 将来推計人口

～将来推計人口～



～将来人口年齢別3区分（国推計）～



* 国推計：国立社会保障・人口問題研究所

* 総合計画：利府町総合計画（令和3年3月策定）

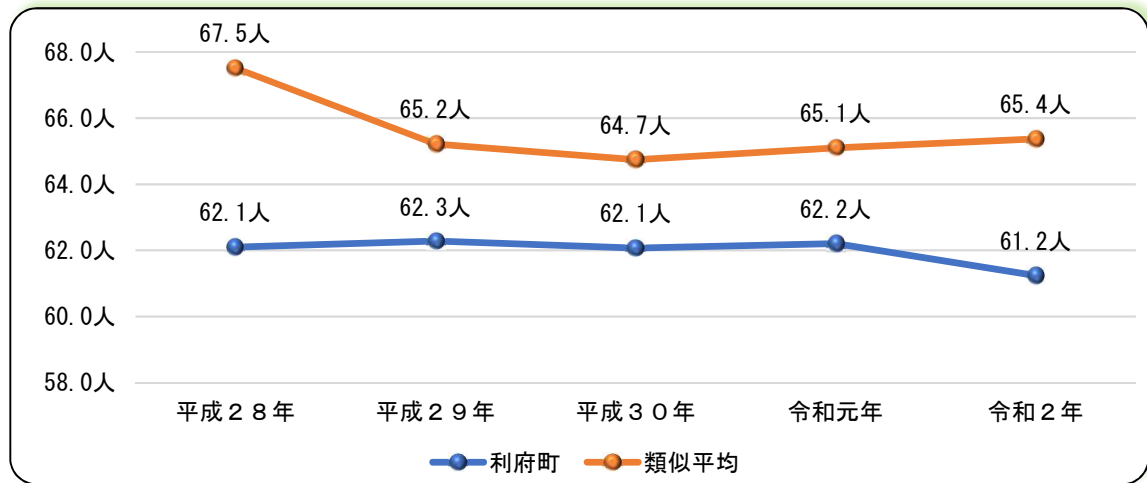
国立社会保障・人口問題研究所による推計値では、令和12年に37,199人となっており、令和2年と比較すると2.3%の増となっています。

しかし、全国的に人口減少・少子高齢化による社会保障関連の増加や労働力不足など行政サービスの維持が困難となることが懸念されています。

そのため「利府町総合計画」では新たな土地利用や企業誘致等に取り組み、人口増を図りながら「持続可能なまち」への発展を目指して行くこととしています。

(2) 定員管理の推移

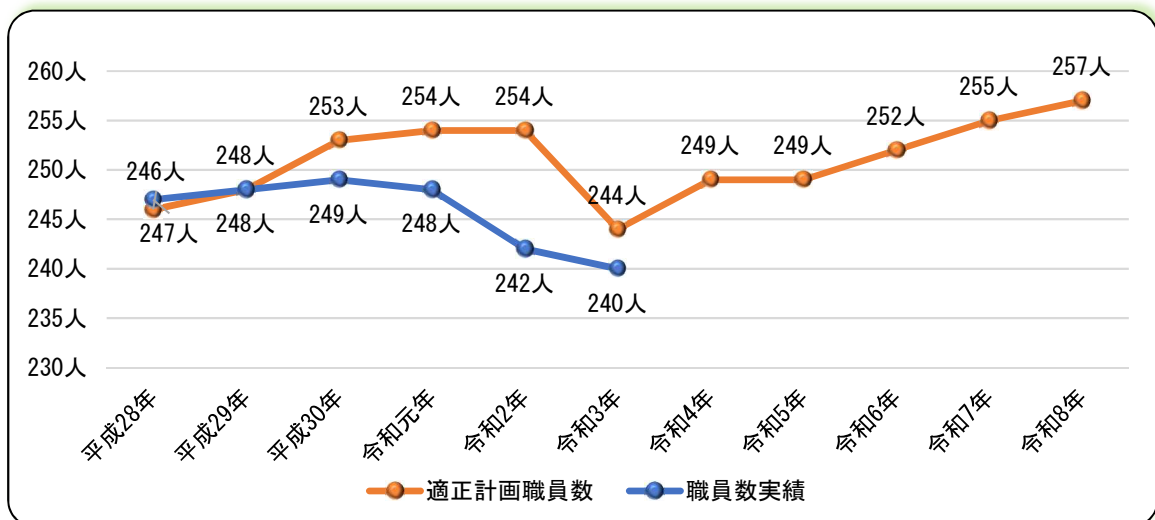
～人口1万人当たりの職員数～



* 類似団体：人口及び産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類し、本町と同じグループに属する自治体（97団体～136団体）

* 資料：総務省「市町村財政比較分析表（普通会計決算）」

～計画職員数～



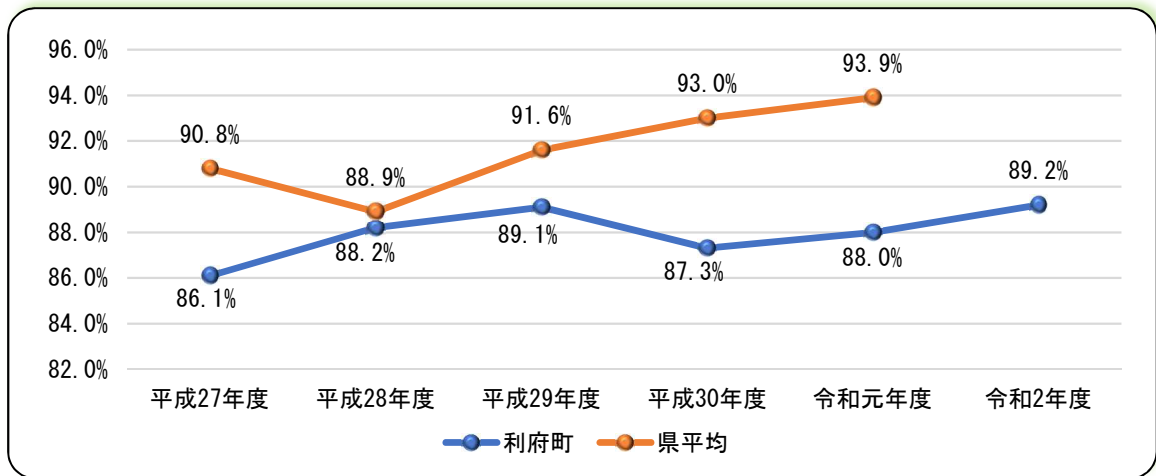
* 資料：第4次利府町定員適正化計画（令和3年2月策定）

市町村財政比較分析表によると人口1万人当たりの職員数は類似団体と比較し、平均で3.6人少ない状況となっています。また、計画職員数については、平成28年度から令和2年度までは震災復興事業に対応するため職員数は増加傾向でありましたが、事業完了に伴い減少に転じています。

第4次利府町定員適正化計画では、町民生活の安全と安心を守り、まちがゆたかで、実行力のある組織体制の実現を目指すため、「職員数の増員を基調」として定員の適正化に取り組み、令和8年4月における職員総数を257人としています。

(3) 財務状況

～経常収支比率～

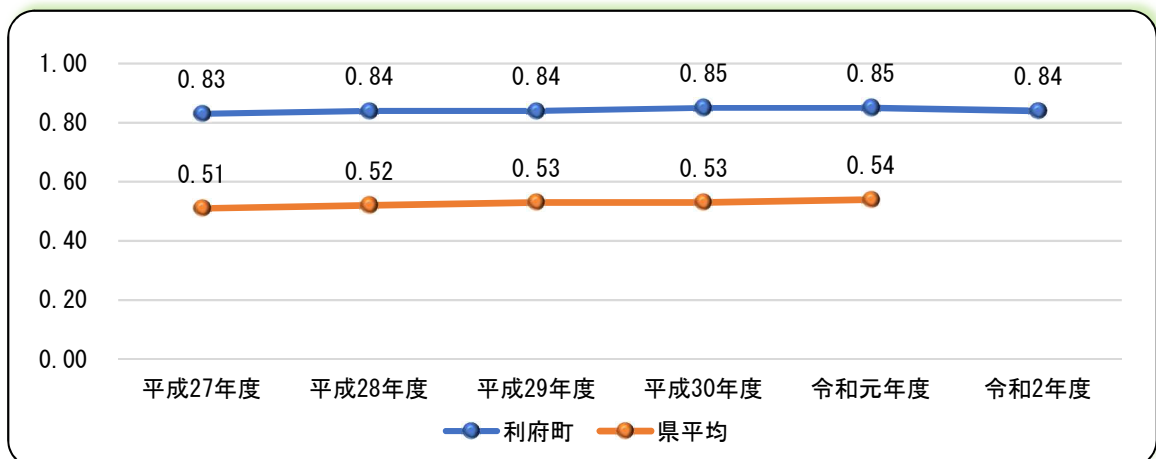


* 資料：企画部財務課

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標で、町税などの経常的な一般財源収入に占める、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の割合を示すものであり、数値が高いほど財政構造が硬直化しており、新たな行政需要に対応できにくくなります。

本町は、県平均と比較し弾力性が良好であり、今後も町税や使用料などの経常的な一般財源を確保しつつ、公共施設の老朽化に伴う改修・更新を計画的に進めながら経費の縮減を図り経常収支比率が悪化しないよう努める必要があります。

～財政力指数～

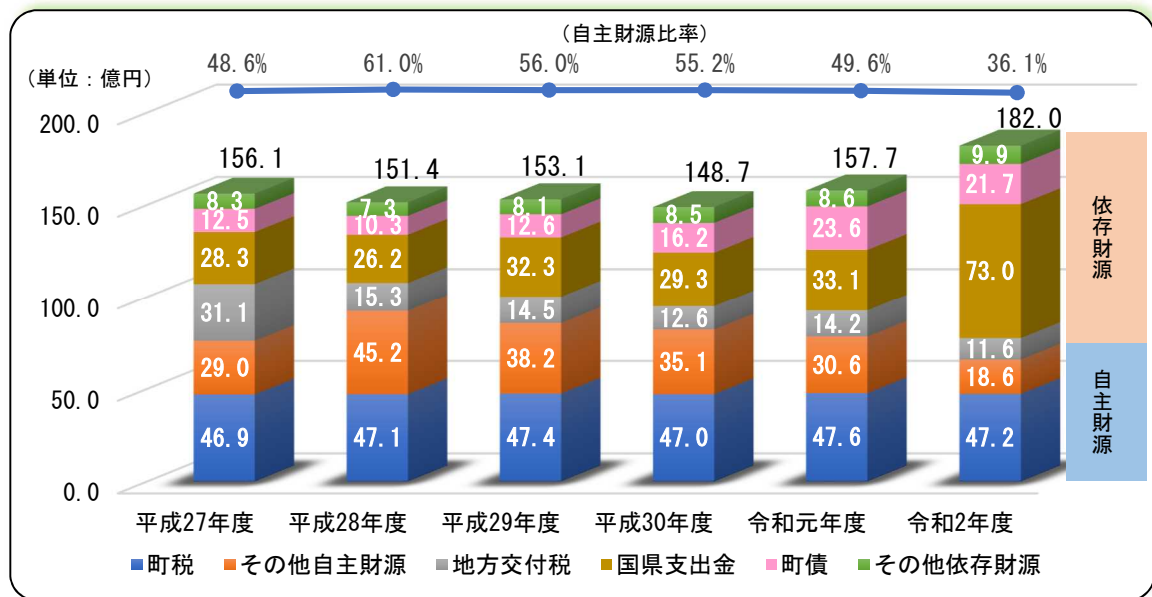


* 資料：企画部財務課

財政力指数は、財政力の強弱を図る指数で、この数値が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源（自主的財政力）に余裕がある状況です。

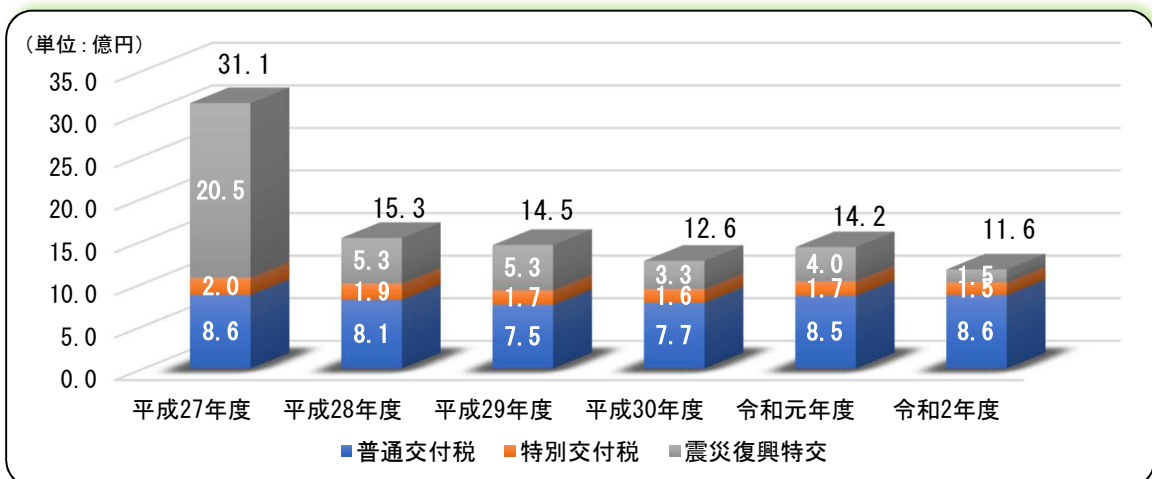
本町は県平均と比較し良好な状況にあります。

～自主・依存財源の推移～



* 資料：企画部財務課

～地方交付税の推移～



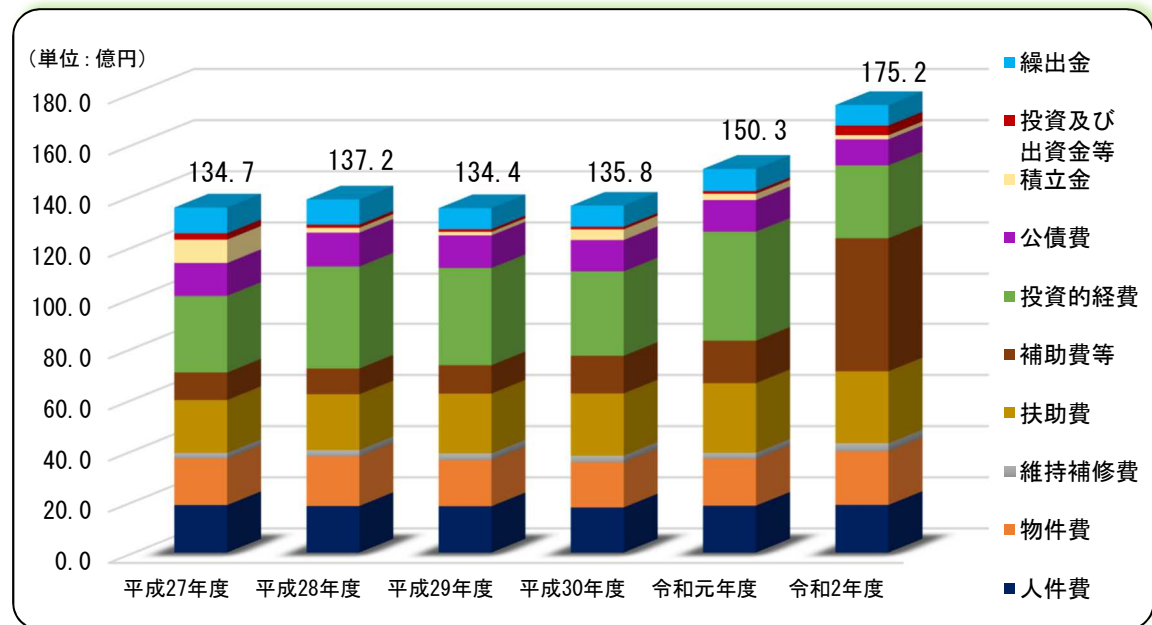
* 資料：企画部財務課

自主財源比率は、町税や使用料・手数料など自主的に収納できる財源の歳入全体に占める割合で、この数値が高いほど財政の自主性が確保されています。

本町の依存財源、自主財源は令和2年度を除き概ね同じ割合となっており、国等の依存財源に大きく影響を受ける財政構造となっています。また、依存財源のうち地方交付税には震災復興特別交付金が含まれていましたが、震災復興事業が完了したことから今後は10億円程度で推移する見込みとなっており、自主財源の確保に努める必要があります。

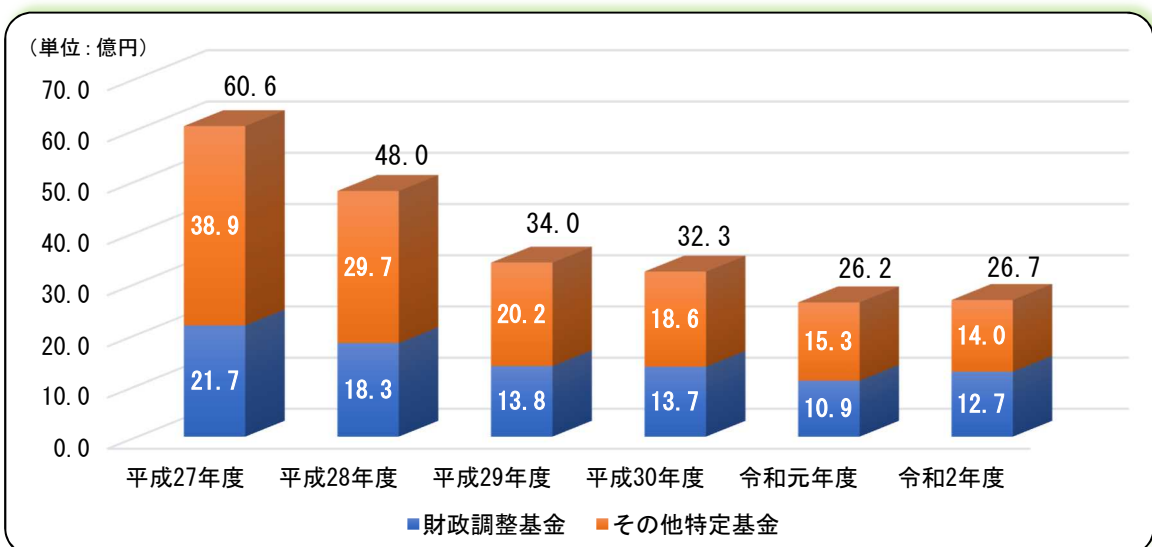
なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業により国県支出金が増加しています。

～決算額の推移～



* 資料: 企画部財務課

～基金残高～



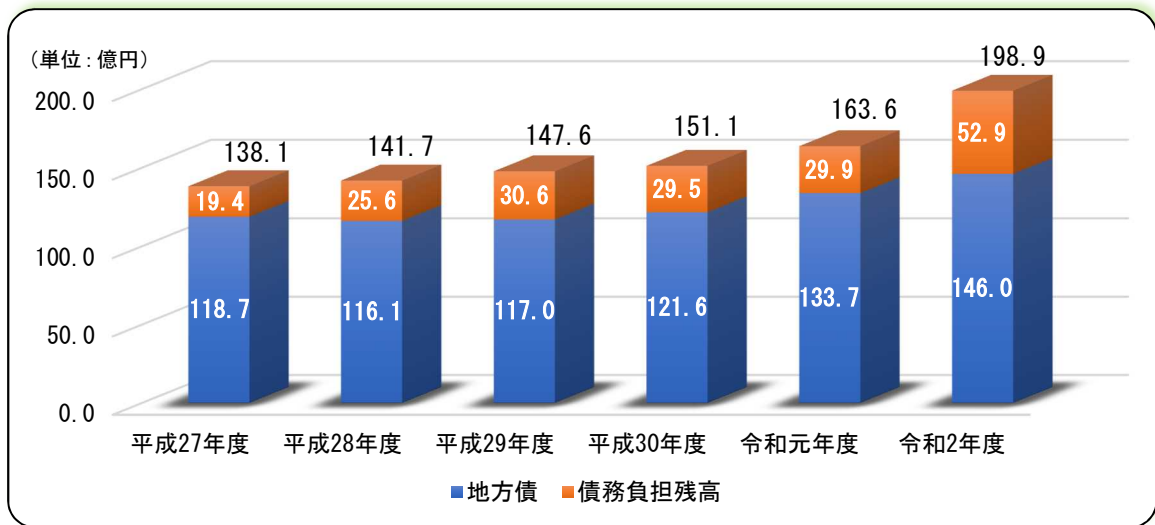
* 資料: 企画部財務課

決算額の推移では、人件費はほぼ横ばいで推移しているが、扶助費は被保護世帯の増加に伴い、今後も増加することが見込まれます。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業により決算額が大幅に増加しています。

基金残高は、普通交付税の段階的な減少や扶助費などの義務的経費の増加により減少傾向にあります。なお、その他特定基金が高い傾向にあったのは、東日本大震災復興基金によるものです。

～地方債残高の推移～

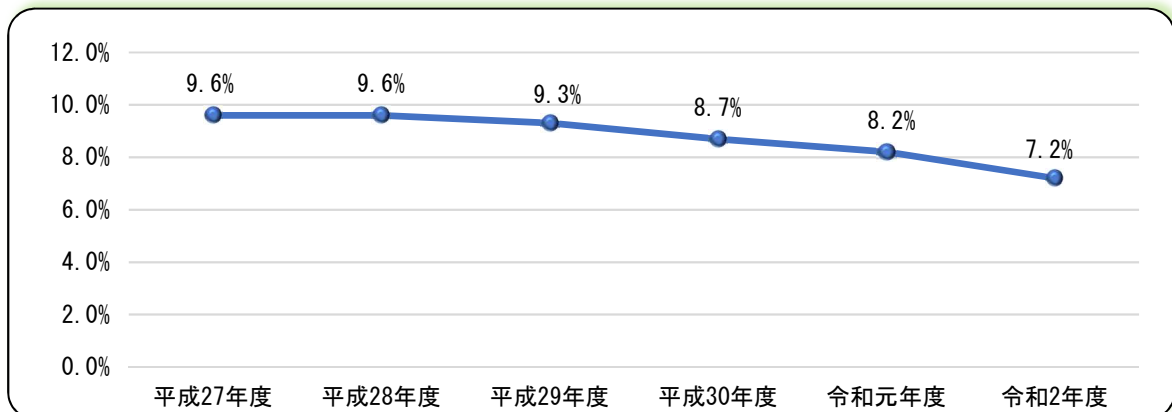


* 資料：企画部財務課

地方債は、公共施設や道路の整備にあたり財政負担の平準化や世代間の公平を図るための借入金で、将来の世代に過度な負担を残さないよう、借入は適正に管理していく必要があります。

本町の地方債残高は、ほぼ横ばいで推移していますが、令和元年度以降は文化複合施設や小学校建替えの整備に伴い地方債が増加しています。

～実質公債比率～

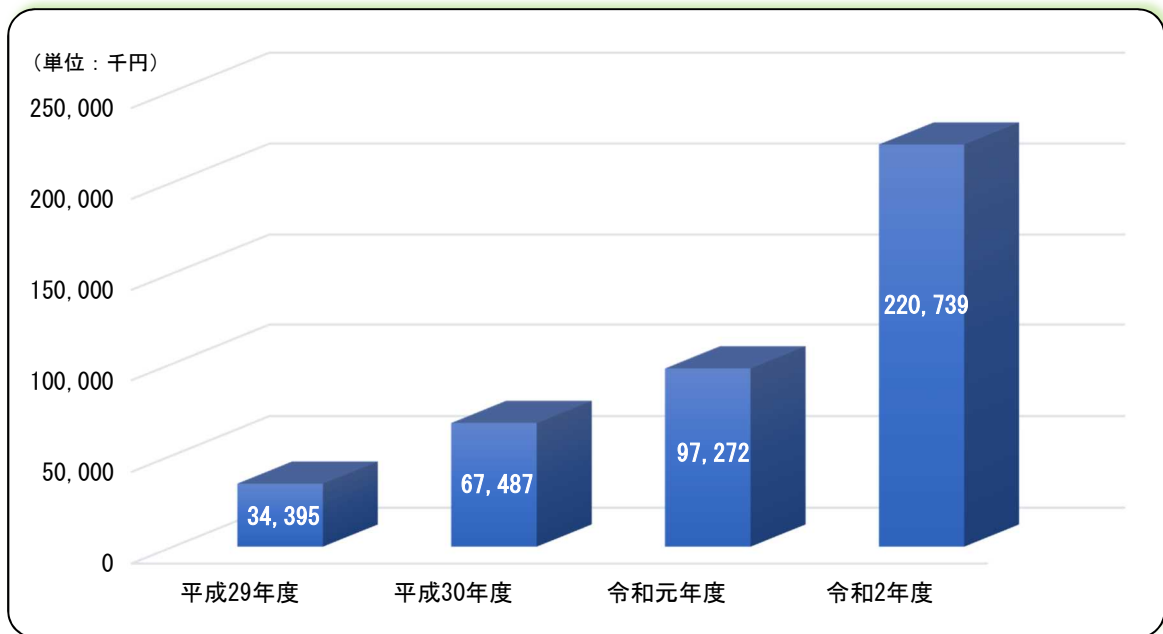


* 資料：企画部財務課

実質公債比率は、収入に対する負債返済の割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。この数値が低いほど資金繰りが健全で、18%以上になると新たな借入をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借入が制限されます。

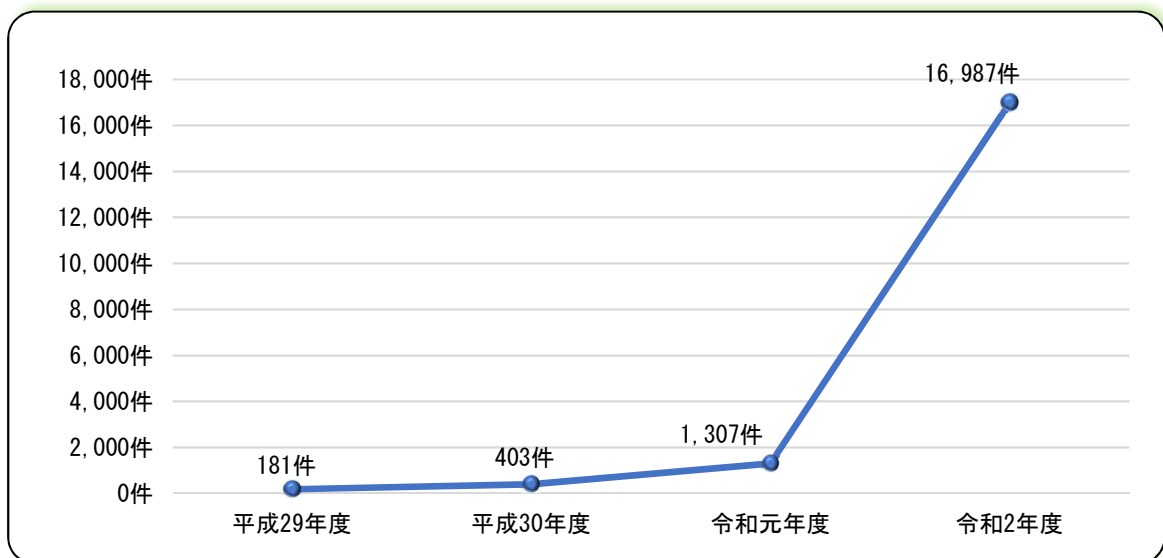
本町の実質公債比率は、地方債の償還を考慮し計画的な借入に努めてきた結果、健全な状態にあることから、今後も悪化しないよう努める必要があります。

～ふるさと応援寄附金の推移～



* 資料：経済産業部商工観光課

～ふるさと応援寄附件数の推移～



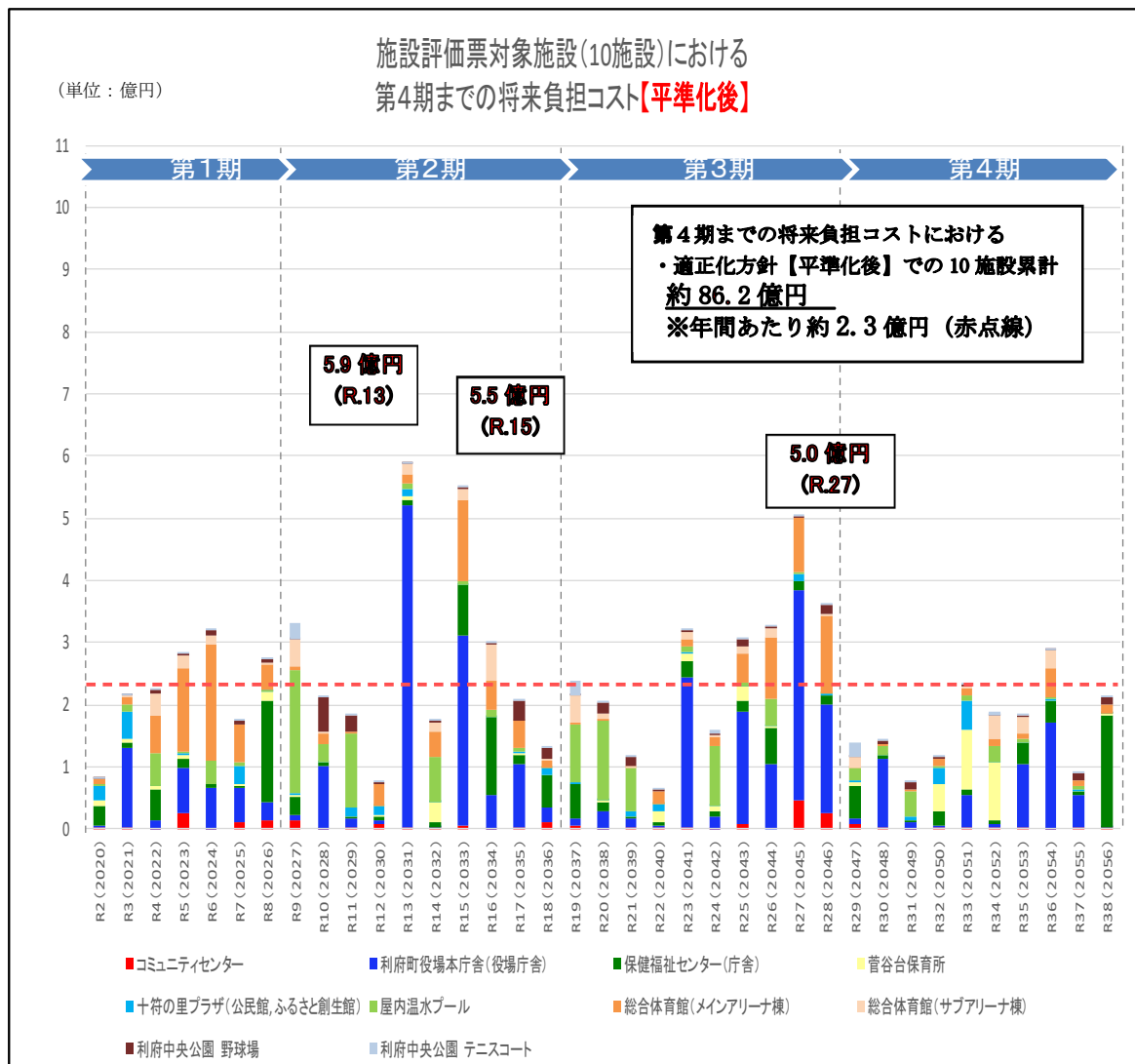
* 資料：経済産業部商工観光課

本町のふるさと応援寄附金は平成29年度より運用を開始し、返礼品の拡大、戦略的なプロモーション、申込サイトの拡大に取り組みながら自主財源の確保に努めています。

ふるさと応援寄附金制度は自治体間の競争が厳しくなっていることから、魅力ある返礼品の充実と全国から選ばれるための情報発信を行い、寄附額の維持、増額に努める必要があります。

(4) 公共施設等の将来負担コストの推計

～公共施設等の将来負担コスト～



* 資料：企画部財務課

* 対象10施設

コミュニティセンター、役場本庁舎、保健福祉センター、菅谷台保育所、十符の里プラザ

屋内温水プール、総合体育館(メインアリーナ) 総合体育館(サブアリーナ)、中央公園野球場

中央公園テニスコート

平成29年3月に町の全体計画として「利府町公共施設等総合管理計画」が策定され、令和3年5月には、建築物(ハコモノ)10施設を対象とした「公共施設適正化方針」を策定しました。この方針における将来負担コスト(平準化後)では令和2年～令和38年までに約86.2億円が必要と推計されます。

また、個別の長寿命化計画を策定している公共土木施設(道路・橋梁・漁港・公園)や小中学校の改修・更新費用を含めるとさらに費用が必要となります。

7 国の動向

(1) 「経済再生運営と改革の重点方針2021」(閣議決定)

令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の重点方針2021」では、直面する新型コロナウイルス感染症拡大による危機の克服と新しい未来に向けた対応についての方向性を示しています。

～第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革より抜粋～

1. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

ア 地方自治体間の保管・連携等

人口減少が著しい地方部では、行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等を活用しながら、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める。

イ 地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革

地方自治体業務改革・デジタル化・地方公営企業改革、上下水道の広域化・料金の適正化、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革・E B P M^{「*1」}を引き続き推進する。

ウ 生産性を高める社会資本整備の改革

社会資本整備については、デジタル化や脱炭素化を図りつつ、生産性向上に資する取り組みを進めるとともに、新技術等の導入促進や集約等を通じた公的ストックの適正化も含め、予防保全型のメンテナンスへの早期転換を図る。また、災害対応力の強化や生産性向上等に資するよう、費用便益分析の客観性・透明性の向上を図りつつ、ストック効果の高い事業への重点化を図る。

公共施設の整備・運営にあたっては、P P P / P F I^{「*2」}など官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れ、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取り組みを進める。

（２）「自治体戦略２０４０構想における新たな自治体行政の基本的方向性」

平成３０年７月に自治体戦略２０４０構想研究会でまとめられた「新たな自治体の基本的方向性」では、高齢人口がピークを迎える２０４０年頃までの自治体行政の課題について、次の取り組みを求めています。

総務省：自治体戦略２０４０構想研究会二次報告

ア スマート自治体への転換

団塊ジュニア世代（１９７１年～１９７４年生まれ）が６５歳以上となる一方、２０４０年頃には２０歳代前半の人口はその半分程度にとどまることから、ＡＩ・ＲＰＡ^{「*3」}等を積極的に活用し、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が必要です。

*（団塊ジュニア世代出生数：２３０万人、平成２９年出生数：９５万人）

イ 公共私によるくらしの維持

人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退が生じるなど、労働力及び財源が制約されていくなかにおいても、必要な人材や財源を確保できるよう議論していく必要があります。

（３）「労働施策重点方針」（閣議決定）

平成３０年１２月に閣議決定された「労働施策重点方針」では、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創り、生産性向上と労働参加率の向上推進に関し、次の取り組みを求めています。

ア 長時間労働の是正・過労死等の防止

年次有給休暇を円滑に取得できる環境整備、勤務間インターバル制度の普及促進に向けた取り組みを推進します。

イ 働きやすい環境整備

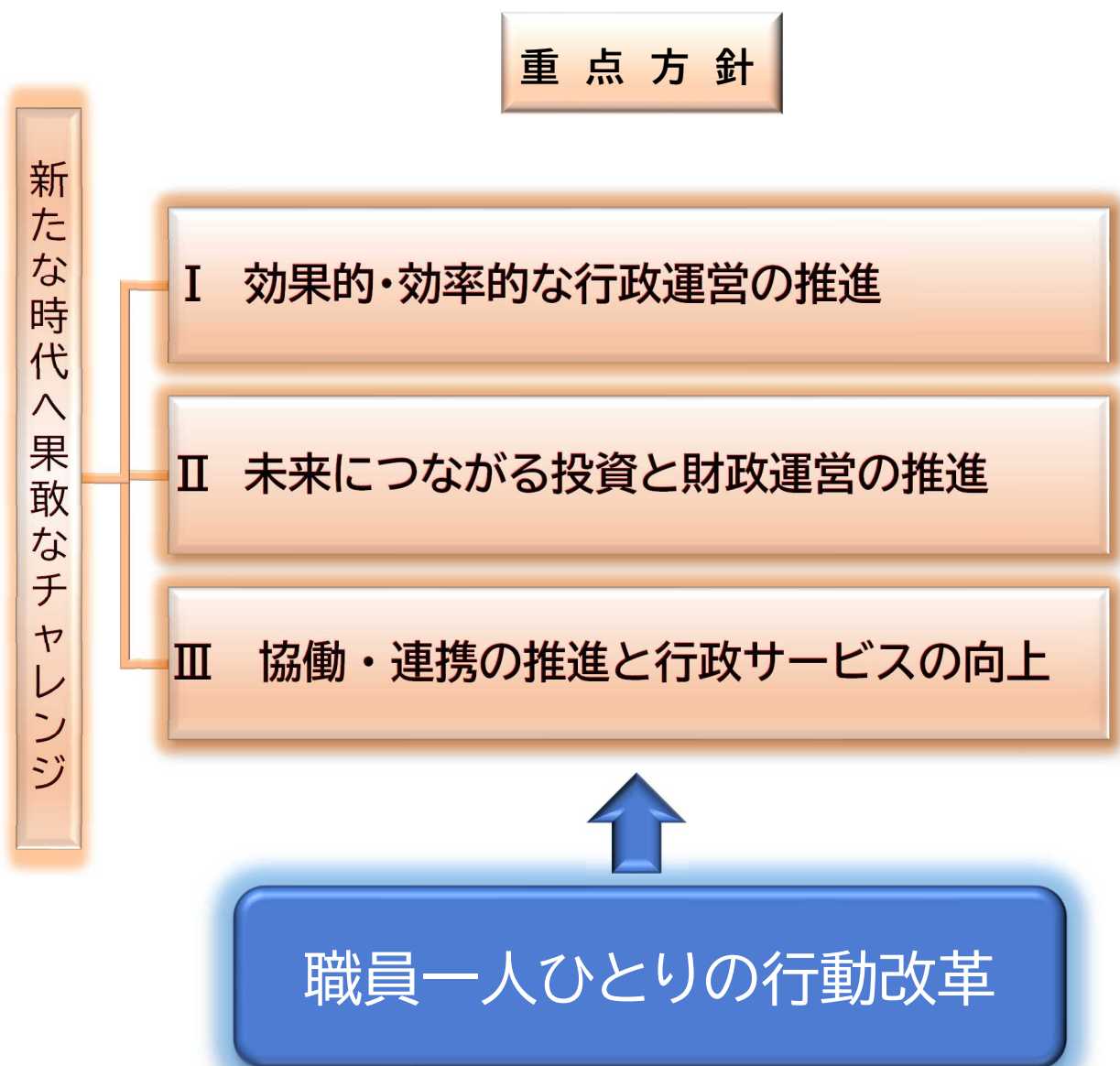
働きやすい環境（多様な人材の活躍推進、育児・介護・治療等との両立など）を整備することにより、モチベーションを高めるとともに、生産性の向上、国民一人ひとりの生活の向上を目指します。

8 本町における改革の方向性及び重点方針

社会全体が大きな転換期を迎える中、総合計画の実現を目指し、これまでも増して効率的な行政運営を徹底するとともに、限られた資源（人、物、金）を最大限活用しながら、全ての職員がスピード感を持って施策・事業に取り組み、住民サービスの向上を図る必要があります。

本方針では、職員が課題意識や改革の目指すべき方向性を共有するとともに、新たな課題を踏まえた行財政改革の重点方針を定め、具体の取り組みを実践していきます。

なお、3つの重点方針を踏まえた具体の取り組みについては、「別冊アクションプラン」として取りまとめています。



9 職員一人ひとりの行動改革

限られた予算の中で、真に必要な施策・事業を推進するためには、単に経費面に限らず、その事業計画、手法、労力、時間など、あらゆる要素において行動改革に取り組みます。また、職員一人ひとりが定着している枠組みや慣例に捉われることなく、率先して足もとの業務の見直しを行い、効率的な行政運営を推進します。

行 動 改 革

◆計画的な事業の執行

事業の実施にあたっては、計画段階から事業の目的、効果、コスト、効率性を十分検討した上で事業を立案します。

◆業務への取り組み手法

時間、経費、労力などあらゆる要素においてこれまでの枠組みや慣例に捉われることなく、積極的に業務の進め方を見直します。

◆発見・改善

新しいアイデアや若手職員の意見を積極的に取り入れ、非効率業務の発見・改善に取り組みます。

◆職場環境の充実

常日頃から意見交換の場を設けるなど、職員とのコミュニケーションを図るとともに、改善点を述べたときにその意見をきちんと聞いてもらえる風通しの良い職場環境に努めます。

また、すべての職員が施策や事業、課題にスピード感を持って取り組める機動的な組織を目指します。

10 持続可能な開発目標(SDGs)の反映

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会における2030年までの開発目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。利府町では、こうした世界規模の目標を十分に踏まえ、本計画の策定においてもSDGsの推進に取り組んでいきます。



11 重点方針における改革の項目

重点方針Ⅰ 効果的・効率的な行政運営の推進

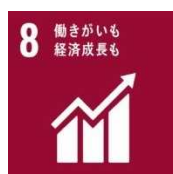
社会全体が大きな転換期を迎える中、複雑化・多様化する町民ニーズに対応するためには、前例に捉われず、所管部を越えた横断的な視点で柔軟に取り組む必要があります。また、昨今、急速なスピードで発展している情報技術は、医療や防災、教育などの様々な分野でさらなる発展が期待され、行政においても業務の効率化や自動化、省力化などの取り組みが広がりを見せております。また、2040年頃には、人口減少と高齢化に伴う自治体職員の減少、労働力の供給制約の中で、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、業務に注力できる環境整備が必要となります。

さらには、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス^{「*4」}の充実を図ることができるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組めます。

～アクションプラン（具体的な取り組み）～

推進項目	
	取組項目
1 組織と職員の最適化	
	① 組織機構の最適化
	② リスクマネジメントの強化
	③ 職員提案制度の活性化
2 多様なワークスタイルの推進	
	① ワーク・ライフ・バランス ^{「*4」} の充実
	② 柔軟な働き方の導入
3 ICT ^{「*5」} を活用した業務効率化の推進	
	① 先端技術を活用した業務の効率化
	② 電子決裁システムの導入及びペーパーレス化の推進

SDGs



重点方針Ⅱ 未来につながる投資と財政運営の推進

東日本大震災から10年の節目を迎え、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞、町税収入の減収が懸念されるほか、老朽化した公共施設・都市基盤の更新、大規模災害への対応、少子高齢化対策による扶助費の増加など義務的経費の増大が見込まれております。

このような状況下においても、将来にわたって安定的で新たな財政需要に柔軟に対応できる健全な財政運営に努めるとともに、長期的視点に立った公共施設等の長寿命化と適正な維持管理を推進し、財産の適正管理と有効活用を図ります。

また、安定した自主財源となる歳入の掘り起こし、費用対効果・投資効果が低い事業の洗い出しによる歳出削減の徹底など財政基盤の強化を目指します。

～アクションプラン（具体的な取り組み）～

推 進 項 目	
	取 組 項 目
1 健全で安定した財政運営の推進	
	① 財政計画の定期的な検証
	② 行政評価システム「*6」の効果的な運用
	③ 補助金制度の見直し
2 積極的な自主財源の確保	
	① ふるさと納税の拡充
	② 企業版ふるさと納税制度の活用
	③ 遊休資産運用（売却・貸付）の推進
	④ 国等の交付金・補助金の発掘及び戦略的な活用
3 計画的な施設の保全・更新の推進	
	① 公共施設等の計画的な保全・改修の推進
	② 低炭素型次世代交通「*7」の普及促進

SDGs



重点方針Ⅲ 協働・連携の推進と行政サービスの向上

多様化・複雑化する町民ニーズに対応しつつ、継続した公共サービスを提供していくためには、これまで以上に町民と問題意識を共有し、共通の理解や合意形成に取り組む必要があります。また、多岐にわたる行政サービスについて、町民の視点に立ったサービスの向上を図るとともに、地域における様々な課題に対し民間のノウハウや知見を活用した連携・協力の取り組みを目指します。

～アクションプラン（具体的な取り組み）～

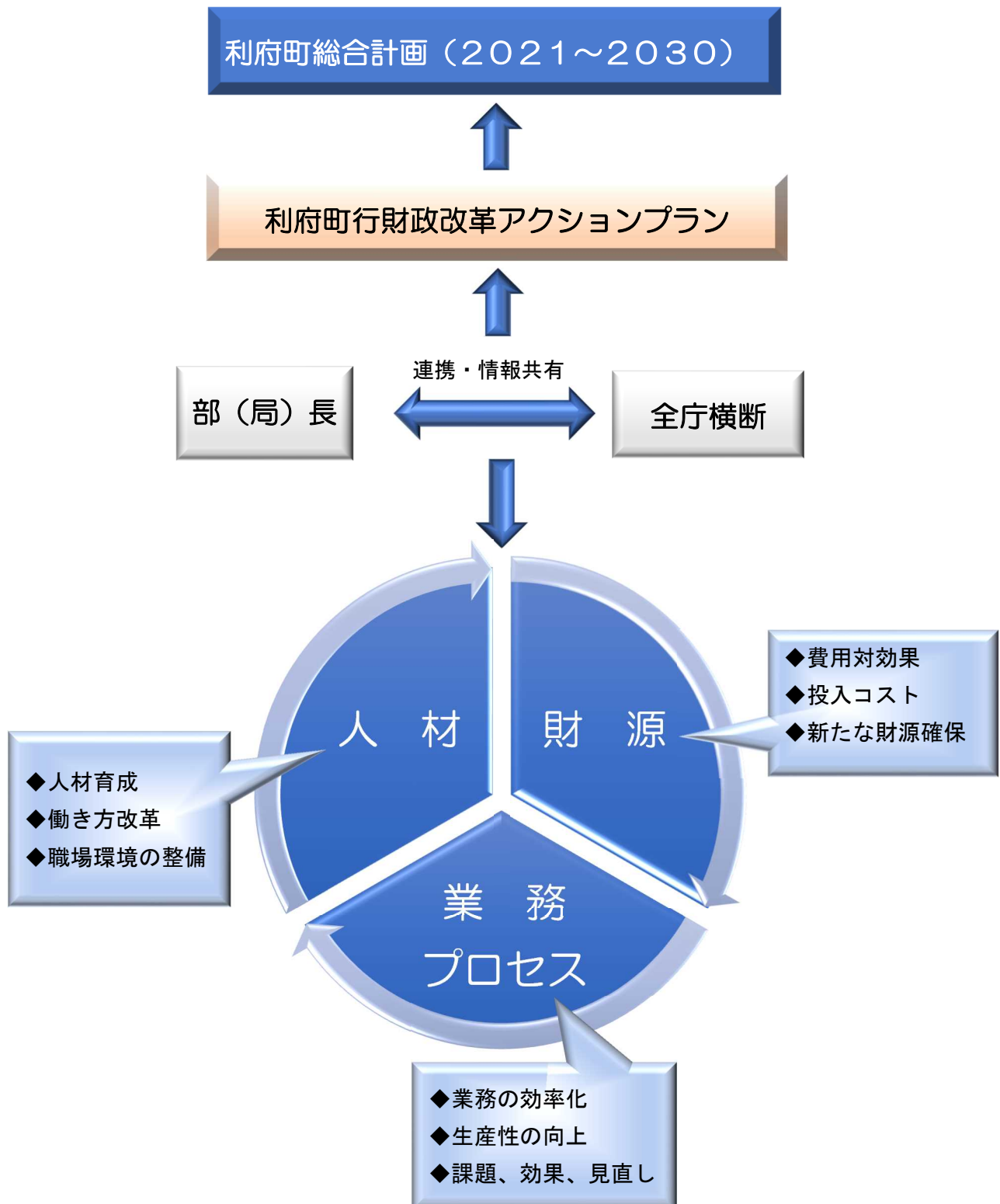
推 進 項 目	
	取 組 項 目
1	アウトソーシングの推進
	① PPP／PFI「*2」の推進
	② 民間活力の推進
2	協働による行政運営の推進
	① 町民ニーズの把握と施策の検証
	② 広聴の推進
3	行政サービスの向上
	① キャッシュレス決済「*8」の導入促進
	② 行政手続きのオンライン化の推進

SDGs



12 部(局)における取り組み

部（局）長には強いリーダーシップと経営感覚のもと、自らが事務事業や予算の課題を整理し事業の在り方・進め方の改革に取り組むとともに、部（局）を超えた連携により総合力を発揮できる組織を目指します。



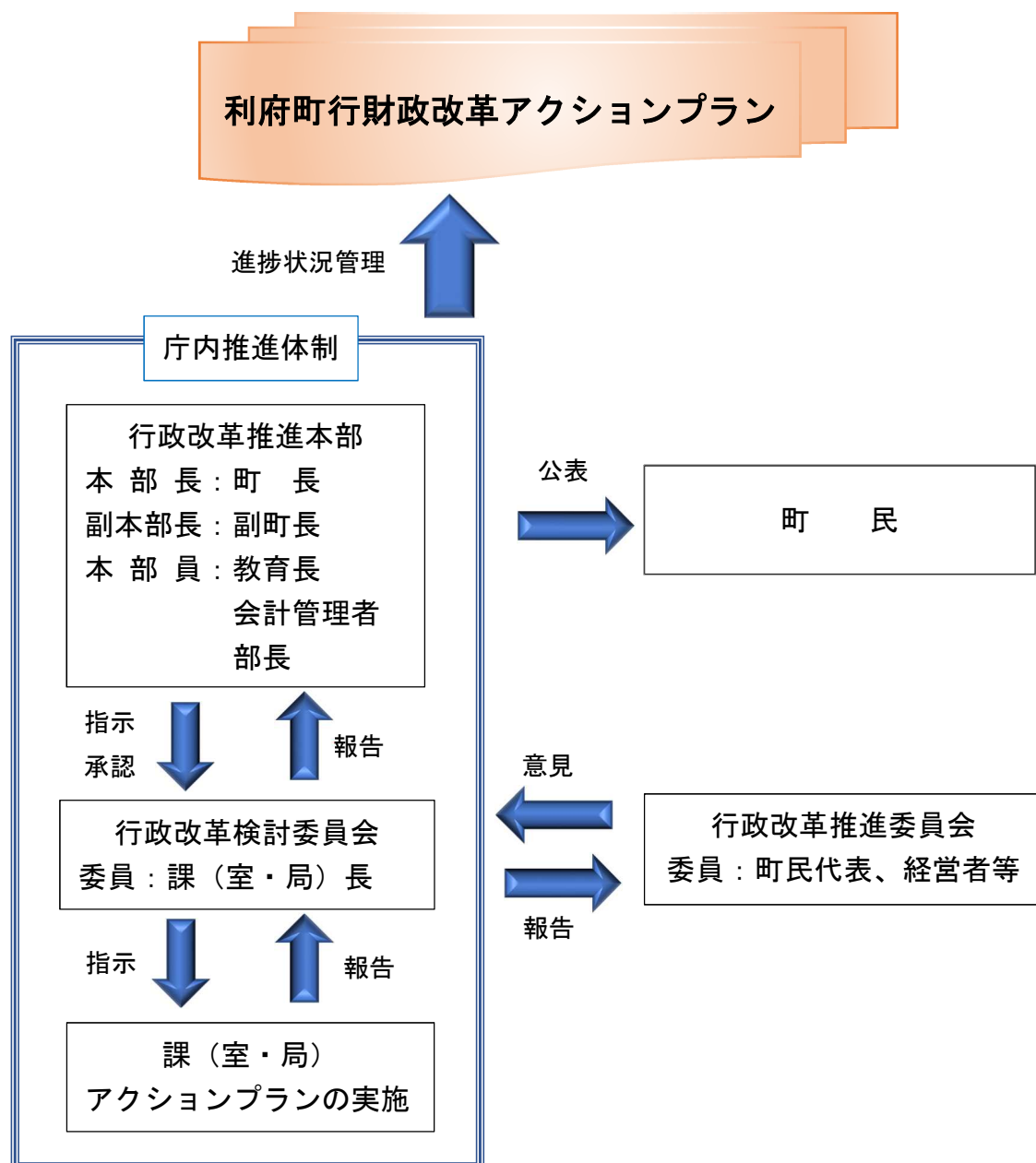
13 推進体制

行財政改革を着実に推進するため、町長を本部長とする「行政改革推進本部」及び課（室・局）長を委員とする「行政改革検討委員会」において、毎年度進行管理を行います。

進行管理では、アクションプランの進行状況を把握するとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、スケジュールの見直しなどを行います。

なお、進行管理の結果については、町民に公表するとともに、「行政改革推進委員会」に報告し、意見を踏まえながら行財政改革を積極的に推進します。

《推進体制》



【用語集】

* 1 EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)

証拠に基づく政策立案政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的証拠(エビデンス)に基づいて行うことです。

* 2 PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームで、民間資本やノウハウを活用し効率化やサービス向上を目指すことです。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

PPPの代表的な手法の一つ。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

* 3 AI(アーティフィシャル・インテリジェンス)

一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」という意味合いで理解されています。しかし、AI に対して一意に決まった定義がなされているわけではありません。

RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)

人間がPCで行う定型業務であるキーボードやマウス操作そのものを自動化し、業務の品質向上(ミスが無い)と作業時間の短縮を実現できるシステムです。

* 4 ワーク・ライフ・バランス

「働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方」のことです。

* 5 ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)

「情報通信技術」の意味で表され、インターネットをはじめとしたネットワークそのものから、それを活用したSNS・メール・チャットでのコミュニケーション、ネット検索・ネット通販などのサービス・技術、それを提供する企業・組織までも含めた非常に幅広い意味で使われる用語です。

* 6 行政評価システム

限られた資源を有効に活用するためには、施策や事務事業の必要性、目的、コスト、成果などを総合的に検証し、よりよい方向に改善していくための仕組みです。

***7 低炭素型次世代交通**

温暖化対策及び運輸エネルギーの石油依存度を低下させるため、従来のエンジン駆動に代わりモータ駆動するハイブリッド車（HEV）、電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）などの次世代自動車の導入を加速させるとともに、低炭素交通に関する取り組みを推進するものです。

***8 キャッシュレス決済**

キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うことです。キャッシュレス決済手段には、クレジットカード、電子マネーやスマートフォン決済など様々な手段があります。

資 料

◆計画の策定経過

開催日	会議	内容
令和3年 5月27日	第1回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱基本方針（案）の検討
令和3年 6月28日	第2回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱基本方針（案）の検討
令和3年 8月10日	第3回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱アクションプラン（案）の検討
令和3年10月18日	第4回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱アクションプラン（案）の検討 ・第5次行政改革大綱の実績について
令和3年10月28日	課長会議	・第6次行政改革大綱（案）について
令和3年11月 1日 ～ 令和3年11月15日	第6次行政改革大綱（案）について各課照会	
令和3年11月24日	第5回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱（案）の修正 ・第5次行政改革大綱の実績について
令和3年12月15日	行政改革検討委員会	・第6次行政改革大綱（案）について ・第5次行政改革大綱の実績について
令和4年 1月14日	行政改革推進委員会	・第6次行政改革大綱（案）について ・第5次行政改革大綱の実績について
令和4年 1月26日	行政改革推進本部会議	・第6次行政改革大綱（案）について ・第5次行政改革大綱の実績について
令和4年 2月 4日 ～ 令和4年 3月 7日	パブリックコメントの実施	・第6次行政改革大綱（案）について
令和4年 2月 8日	第6回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱（案）の確認
令和4年 3月17日	第7回政策調整員会議	・第6次行政改革大綱（案）建議
〃	課長会議	・第6次行政改革大綱（案）について
令和4年 3月22日	庁議	・第6次行政改革大綱の承認

◆利府町行政改革推進委員会設置要綱

平成7年12月8日

告示第63号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的、効果的な行政運営システムの確立と行政改革の推進を図るべく、町民各層から幅広い意見を聴取し、その意見等を今後の町政に取り入れより良い行政を推進するため、利府町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に助言等を行う。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他町行財政の改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部秘書政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年12月1日から適用する。

◆利府町行政改革推進委員会委員名簿

令和4年3月現在（敬省略）

役職名	氏 名	所属等
委 員 長	水 戸 一 志	利府町情報公開審査会委員
副委員長	貝 山 昭 子	利府町婦人会 会長
委 員	酒 井 隆 志	利府町行政区長会 会長 利府町選挙管理委員会 委員長
〃	吉 田 勝 昭	仙台銀行利府支店 支店長
〃	佐 藤 知 樹	利府松島商工会 副会長
〃	奥 山 公 子	利府町産業振興協議会 役員
〃	小 原 友 浩	町民代表（一般公募）

※利府町行政改革推進委員任期：令和4年1月1日から令和5年12月31日まで

◆利府町行政改革推進本部設置要綱

平成7年12月8日

告示第62号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的、効果的な行政運営システムの確立と行政改革の推進を図るため、利府町行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について審議並びに改善策の策定、実施及び評価を行うものとする。

- (1) 事務事業の見直しに関すること。
- (2) 組織機構の見直しに関すること。
- (3) 町の行財政の改善に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長の職にある者を、副本部長は副町長の職にある者をもって充てる。
- 3 部員は教育長、会計管理者及び部長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に部員以外の者の出席を求めることができる。

(行政改革検討委員会及び調査部会)

第6条 推進本部の会議を効率的に運用するため、審議事項を事前に調整する行政改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会の委員は、課（室・局）長の職にある者をもって充てる。
- 3 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が指定する者をもって充てる。
- 4 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 検討委員会で調整された審議事項の結果は、委員長が推進本部に報告するものとする。
- 6 委員長は、関連部門等と協議を要する審議事項がある場合は、本部長の承認を得て調査部会を設置することができる。
- 7 調査部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織し、部会長は審議事項を所管する課（室・局）長の職にある者を、副部会長は部会員の中から部会長が指定する者

を、部会員は部会長が指定する者をもって充てる。

8 調査部会は、必要に応じ部会長が招集し、会議を主宰する。

9 調査部会で調整された審議事項の結果は、部会長が検討委員会に報告するものとする。

10 部会長は、検討委員会に調整する事項がある場合は、検討委員会の開催する日の7日前までに申出書により委員長に資料を添えて依頼しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りではない。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画部秘書政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年12月1日から適用する。

◆利府町行政改革推進本部会議構成員名簿

令和4年3月現在

役職名	氏 名	役職
本 部 長	熊 谷 大	町 長
副本部長	櫻 井 やえ子	副 町 長
本 部 員	本 明 陽 一	教 育 長
〃	鈴 木 則 昭	会 計 管 理 者
〃	後 藤 仁	総 務 部 長
〃	鎌 田 功 紀	企 画 部 長
〃	名 取 仁 志	町民生活部長
〃	鈴 木 久仁子	保健福祉部長
〃	佐 藤 浩 幸	経済産業部長
〃	近 江 信 治	都市開発部長
〃	菅 野 勇	上下水道部長
〃	菊 池 信 行	教 育 部 長

◆利府町行政改革検討委員会構成員名簿

令和4年3月現在

役職名	氏 名	役職
委 員 長	大 谷 浩 貴	教 育 部 教育総務課長
副委員長	郷 家 洋 悦	総 務 部 危機対策課長
委 員	嶋 正 美	総 務 部 総務課長
〃	村 田 晃	総 務 部 選挙管理委員会事務局長
〃	藤 岡 章 夫	企 画 部 財務課長
〃	鈴 木 真由美	町民生活部 町民課長
〃	堀 越 伸 二	町民生活部 税務課長
〃	福 島 俊	町民生活部 生活環境課長
〃	佐々木 辰 己	保健福祉部 地域福祉課長
〃	谷 津 匡 昭	保健福祉部 子ども支援課長
〃	小 幡 香 代	保健福祉部 健康推進課長
〃	川 口 優	保健福祉部 新型コロナウイルス対策室長
〃	上 野 昭 博	経済産業部 農林水産課長 農業委員会事務局長
〃	郷右近 啓 一	経済産業部 商工観光課長
〃	鈴 木 喜 宏	都市開発部 都市整備課長
〃	戸 枝 潤 也	都市開発部 施設管理課長
〃	鈴 木 義 光	上下水道部 上下水道課長
〃	折 笠 ゆき江	会計課長
〃	鎌 田 輝 久	教 育 部 生涯学習課長
〃	庄 司 英 夫	議会事務局長・監査委員会事務局長
事 務 局	千 田 耕 也	企 画 部 秘書政策課長

利府町行財政改革の基本方針

(第6次行政改革大綱)

令和4年3月策定

利府町 企画部 秘書政策課 行政改革係
〒981-0112 利府町利府字新並松4番地
TEL:022-767-2115
FAX:022-767-2101
H P:<https://www.town.rifu.miyagi.jp>